

## ヒルフェ通信(6月号) ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



### ◆家庭裁判所に提出する書面が変わりました。

家庭裁判所のホームページに、平成27年5月15日「後見センター」より後見人等に向けて、「毎年の提出書面が変わりました」という重要なお知らせが掲載されました。

変更点は、「後見等事務報告書」「財産目録」が新しい様式になったことと、「収支状況報告書」が不要になったことです。

今回の報告から新しい様式を使用することですが、すでに作成済みの方は来年からでも差し支えないようです。

その他、提出書類や添付資料、注意事項等も記載されておりますので、確認ください。

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>



### ◆日本成年後見法学会 第12回学術大会が開催されました。

平成27年5月30日(土)日本大学法学部10号館で、「後見人の職務Ⅱ～障害者権利条約を踏まえた方向性の模索～」というテーマのもと、標記大会が開催されました。

障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)は、「障害者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約」で、平成18年12月に国連総会で採択、平成20年5月3日に発効となりましたが、日本では平成25年12月に締結のための国会承認を得、翌年1月に批准書を寄託、2月19日に発効となりました。

今回は、この条約をテーマにおいた大会となりました。詳細は次号以降でご報告いたします。

### ◆地区活動報告(江戸川)



江戸川地区は地区活動として、江戸川さんしょうがいフォーラムに団体会員として登録し、活動支援を継続的に行っています。

このたび、江戸川さんしょうがいフォーラム編集「江戸川障がい児・者の道しるべ 事業所ガイドブック 第1版」が6月発行となりました。江戸川さんしょうがいフォーラムは江戸川区内の知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者の当事者と家族、支援者が集まり、それぞれの障がいの垣根をこえて繋がり、「障がい児・者と家族が住み慣れた地域で認められ、安心して生き生きとした人生を送るようにしたい!」との思いから、江東園ケアセンターつばきに事務局を置き設立されました。

会員の情報交換の中から、障がい児・者の社会整備が進む中でも、サービスの情報を知らないことで不利益を受けている障がい当事者及び家族が多くいることに気づき、身近な相談窓口を含む地域の中のサービス事業所の情報があればどんなに便利だろうとの考えから「事業所ガイドブック作成委員会」を中心に江戸川区内のサービス事業所からの情報を収集し、作成したものです。

事務局長でもある江東園つばきの杉センター長には、26年度第3回の更新研修の講師を、また平成24年度にはヒルフェ主催の区民セミナーでもパネラーをお引き受けいただいたりと、ヒルフェの活動にご理解とご協力をいただいております。

障がいかな?と思った乳幼児期から、学童期を経て成人になるまでの様々なサービスのための道しるべとなり、自分に合ったサービス事業所の選択を容易にし、自分らしさを発見し自分だけの持つ能力の花を咲かせ、身近な地域の中で行き生き生きと暮らし続けていけるための一助となることを願っています。

※地区活動報告の掲載を希望される地区リーダーは、[it@hilfe.jp](mailto:it@hilfe.jp) に情報をご連絡ください。なお、紙面の都合ですべてを掲載することはできませんので、あらかじめその点はご了承ください。